

“返済不要”の助成金を活用して“労働環境等の改善”に取り組みませんか？

両立支援等助成金

(出生時両立支援コース「子育てパパ支援助成金」)

男性労働者が育児休業・育児目的休暇を取得しやすい職場風土づくりの取り組みを行い、実際に利用させた事業主に対して助成されます。

受給できる事業主 ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

次の1または2に該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 男性労働者の育児休業 次の①②のいずれにも該当すること
 - ① 2016年4月1日以後に、男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土づくりの取り組み(※1)を行っていること(支給申請の対象となった男性労働者の育児休業開始日の前日までに行っていることが必要です)
 - ② 子の出生後8週間以内(子の誕生日当日を含む57日間)に、雇用保険の被保険者として雇用する男性労働者に、連続した14日以上(中小企業にあっては5日以上)の育児休業を取得させること(※2)
 2. 育児目的休暇 次の①～③のいずれにも該当すること
 - ① 男性労働者が子の出生前後に取得できる育児目的休暇を新たに導入し、労働協約または就業規則に規定していること
 - ② 男性労働者が育児目的休暇を取得しやすい職場風土づくりの取り組み(※1)を実施していること
 - ③ 男性労働者が、子の出生前6週間または出生後8週間以内に、合計して8日以上(中小企業事業主にあっては5日以上)育児目的休暇を取得したこと(※2)
- ※1 以下のような取り組みを指します
男性労働者を対象にした、育児休業制度の利用を促進するための資料等の周知、管理職による、子が出生した男性労働者への育児休業取得の勧奨、男性労働者の育児休業取得についての管理職向けの研修の実施等
- ※2 育児目的休暇取得の直前及び職場復帰時において在宅勤務で就業している場合については、個別の労働者との取決めではなく、在宅勤務規定を整備し、業務日報等により勤務実態(勤務日・始業終業時刻・業務内容)が確認できること

受給内容

	中小企業	中小企業以外
1人目の育休取得	57万円<72万円>	28万5,000円<36万円>
個別支援加算(1人目)※1	10万円<12万円>	5万円<6万円>
2人目以降の育休取得 ※2	5日以上14日未満 14万2,500円<18万円>	14日以上1カ月未満 14万2,500円<18万円>
	14日以上1カ月未満 23万7,500円<30万円>	1カ月以上2カ月未満 23万7,500円<30万円>
	1カ月以上 33万2,500円<42万円>	2カ月以上 33万2,500円<42万円>
個別支援加算(2人目以降)※1	5万円<6万円>	2万5,000円<3万円>
育児目的休暇の導入・利用 ※3	28万5,000円<36万円>	14万2,500円<18万円>

※<>内は生産性の向上が認められる場合の額

※1 対象男性労働者の育児休業取得前に、取り組み(同時に実施することも可)をいずれも行った場合、助成金に加算します

※2 1企業当たり1年度10人まで ※3 1事業主当たり1回まで

取り扱い機関

都道府県労働局雇用環境・均等部(室)